

岩手

Dec

12

2012



『冬近し(岩手公園)』 写真: 眞 館 弘 治

安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害

(いわて年末年始無災害労働スローガン)

〔目次〕

平成24年度いわて年末年始無災害運動	2
均等・両立推進企業表彰岩手労働局長賞表彰式を行いました	3
平成24年度の岩手県最低賃金が変わります	4
均衡待遇・正社員化推進奨励金	5
中央労働災害防止協会からのお知らせ	6
メンタルヘルス対策支援センターのご案内	7
クwestion、平成25年4月1日から障害者の 法定雇用率が引き上げになります	8
インフォメーション、岩手産業保健推進センターのお知らせ	9
講習会のお知らせ	10・11

平成24年度

いわて年末年始無災害運動

実施期間：平成24年12月1日～平成25年1月31日

主 唱 者：岩手労働局 岩手労働災害防止団体連絡協議会

岩手県内の労働災害発生状況は、中長期的には減少傾向にはあるといわれていましたが、一転、平成22年から増加に転じています。このため、去る10月5日付けで岩手労働局長から「労働災害減少に向けた緊急要請」が発出されたところです。

これから冬季間特有の凍結・積雪等の自然要因と年末年始の忙しい時期が重なり、労働災害の発生する危険性は更に高まっています。

労働災害を未然に防止するためには、関係者が職場の安全について一層深く認識し、労働災害の発生リスクを小さくする取り組みが肝要です。

このため、岩手労働局と岩手労働災害防止団体連絡協議会（事務局；岩手労働基準協会）が主唱し、平成24年12月1日から平成25年1月31日の62日間、「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」のスローガンの下、「いわて年末年始無災害運動」展開します。



各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動し、労働災害の減少に向けた一層の取組をお願いいたします。

会員事業場におきましては、配布しております「いわて年末年始無災害運動カレンダー」の「安全マーク」を完成させるよう、全員参加での運動の展開をお願いいたします。

寒さや雪による 冬季特有災害を防止しよう！

1. 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 通路・作業箇所は、できる限り、囲い・除雪・融雪の措置等により、積雪・凍結を防止する。
- (2) 工事現場の外部足場は、ネットの設置等により、雪の吹き込みを防止する。
- (3) 履物は、滑り難い靴等を着用させる。

2. 車両等のスリップ事故の防止

- (1) 速度を控えめにし、かつ、早めにブレーキをかける。
- (2) 急ハンドル・急ブレーキを避ける。
- (3) 橋の上・トンネルの出入り口・日陰の部分は、積雪・凍結があるので速度を落とす。

3. 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 腰痛の予防のための体操を、作業開始前に行う。
- (2) 滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等を使用させる。
- (3) 軒先に近寄らないように、作業・歩行させる。
- (4) 軒先からせり出している雪は、できる限り地上から除去する。

4. 土砂崩壊災害の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の崩壊・転石の発生に注意する。
- (2) 地肌が露出している箇所の点検・こそく行う。
- (3) 地肌が露出している箇所を通行するときは、地山から離れたところを通行させる。

均等・両立推進企業表彰岩手労働局長賞表彰式を行いました

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、その取組を推進している企業を表彰し、これを男女ともそれぞれの職業生活を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の好事例として広く周知しています。

平成24年度、岩手労働局では次のとおり表彰企業を決定し、平成24年10月22日に表彰式を行いました。

【受賞企業】

均等推進企業部門

「岩手労働局長奨励賞」

株式会社ホームス・キリンヤ

ファミリー・フレンドリー企業部門

「岩手労働局長優良賞」

社団医療法人盛岡繋温泉病院



岩手労働局小林局長より表彰を受ける
株式会社ホームス・キリンヤ高柳社長



岩手労働局小林局長より表彰を受ける
社団医療法人盛岡繋温泉病院小西院長

表彰企業の取組み

【株式会社ホームス・キリンヤ】

- ・女性の活用推進の方針について、社長メールマガジンなどで全社員に周知、厚生労働省ポジティブ・アクション応援サイトにて公表
- ・会社説明会資料に、販売企画業務で活躍している女性社員を掲載し女性の採用拡大を促進
- ・女性の配置がなかった衣料バイヤーについて、勤務しやすい体制を配慮し女性2名をサブバイヤーに配置
- ・社外発表会における発表者の募集を女性にも呼びかけ、全国代表として女性社員が発表
- ・各店舗での勉強会に参加していない女性には、直属の上司から参加の働きかけを実施

【社団医療法人盛岡繋温泉病院】

- ・過去3年間の育児休業制度利用状況は男性1名（1子につき2回取得）、女性出産者の100%が取得（管理職、期間雇用者含む）
- ・過去3年間の介護休業制度利用状況は女性3名（管理職含む）
- ・両立支援リーフレットを作成・配布、育児休業復職者への教育訓練、育児休業者が出ることを想定した人員配置
- ・育児・介護休業期間の昇進・昇格の算定は就業とみなし、退職金の算定は復職後5年以上勤務すれば休業期間の50%を勤続年数に加算
- ・子育て支援保育手当の支給
- ・病院長名による年休取得促進及び残業抑制のポスターなどの掲示

平成25年度均等・両立推進企業表彰にご応募ください！

ポジティブ・アクションに取組む企業・仕事や家庭の両立支援に取組む企業の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

〈厚生労働省ホームページ〉

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

お問合せは

岩手労働局雇用均等室

（電話019-604-3010）

平成24年度の岩手県最低賃金が変わります。 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額(円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成24年10月20日発効)	653	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成24年12月19日発効)	728	・鉄鋼業(①高炉による製鉄業 ②鉄鉄铸件製造業 ③可鍛铸件製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鉄鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業(ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業 (注)	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ① 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成24年12月19日発効)	709	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業(①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業(心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業 (注)	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成24年12月19日発効)	717	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 (注)	
各種商品小売業 (平成25年3月1日発効)	720	各種商品小売業(衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか半別できない事業所) (注)	
自動車小売業 (平成24年12月19日発効)	739	自動車小売業のうち ・自動車(新車)小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。 (注)	

(注) これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所(本社等の事業所)、純粋特殊会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの)は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

- すべての事業主は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 岩手労働局長の許可(最低賃金の減額特例許可)を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室 ☎ 019-604-3008

各労働基準監督署 ☎ 盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231

一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131

パートタイム労働者・有期契約労働者の
雇用管理の改善に奨励金の活用を！

均衡待遇・正社員化推進奨励金

新たにパートタイム労働者に適用する正社員への転換制度などを設け、実際に制度を適用した事業主に対して支給する奨励金です。

奨励金の対象になる制度は以下のとおりです。

- ・支給対象期間は、制度導入から2年間（④は5年間）です。（既に支給要件を満たす運用がなされ、定着している場合は対象外となります。）

①正社員転換制度

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給します。

- i 面接試験や筆記試験など試験内容が明示されていること
- ii 人事評価による選考や推薦など公正な選考過程が設けられていること
- iii 正社員転換時期や転換試験実施時期が明確にされていることが必要です。

支給額	転換させた労働者10人まで、1人につき1回限り	
中小企業	1人目	40万円
	2人目～10人目	20万円
大企業	1人目	30万円
	2人目～10人目	15万円

②共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給します。

- i 職務または職能に応じた3区分以上の格付け区分（主任・係長、1級・2級など）を設け、その区分に応じた基本給、賞与などの待遇を定めていること
- ii パートタイム労働者・有期契約労働者の格付け区分が正社員と2区分以上同じであることが必要です。

支給額	1事業主につき1回限り
中小企業	60万円
大企業	50万円

③共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人（大企業は30人）以上に実施した事業主に支給します。

- i 正社員と「共通」「同等」の教育訓練であること
- ii 教育訓練の内容・時間数などが明示されていることが必要です。

支給額	1事業主につき1回限り
中小企業	40万円
大企業	30万円

④短時間正社員制度

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給します。

支給額	転換させた労働者10人まで、1人につき1回限り	
中小企業	1人目	40万円
	2人目～10人目	20万円
大企業	1人目	30万円
	2人目～10人目	15万円

⑤健康診断制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度（法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給します。

支給額	1事業主につき1回限り
中小企業	40万円
大企業	30万円

奨励金を活用するためのご注意！

- 導入する制度の内容および制度が適用されるための合理的な基準、手続き、実施時期などを、就業規則または労働協約に明示することが必要です。対象とする労働者の定義、正社員の所定労働時間や賃金等もはっきり定めておくことが必要です。
- 就業規則は労働基準監督署に届け出る必要があります。届出前に制度を適用した場合は、奨励金の対象になりません。事業所が複数ある企業では、全ての事業所でもれなく届出、周知を行ってください。
- この他にも要件が定められています。

奨励金の詳細や支給申請は岩手労働局雇用均等室へ
盛岡市盛岡駅西通1-19-15 電話019-604-3010

中央労働災害防止協会からのお知らせ

年間予約購読のご案内

安全衛生スタッフ、管理者、産業保健職のための月刊誌

安全と健康

最新の情報、豊富な事業場事例。
具体的にわかりやすく解説します。



安全・健康・快適は
企業の必須アイテム

安全・健康・快適に働ける職場づくりは、よりよい企業経営のカギとなります。

安全衛生対策の
ノウハウを
多様な切り口から

安全衛生管理や活動を計画、実施、評価、改善するヒントを満載。

- 毎月1日発行／B5判・104頁
- 年間予約購読料10,800円(税込・送料サービス)
- 1部定価900円(本体858円・送料別)

監督者、作業員、中小企業の安全衛生担当者のための月刊誌

安全衛生のひろば

職場の安全衛生の基本を
気軽に学べる!



職場でも家庭でも
イキイキ安全・健康

安全と健康は24時間トータルで実現したいもの。職場や家庭で役立つ幅広い情報を提供。

ポイントを
わかりやすく

豊富なイラストや図で、わかりやすく親しみやすい誌面。安全衛生のポイントを気軽に学ぶことができます。

- 毎月1日発行／B5判・64頁
- 年間予約購読料6,360円(税込・送料サービス)
- ※2口以上の場合は、1口あたり6,000円(税込・送料サービス)
- 1部定価530円(本体505円・送料別)



安全衛生情報の速報紙 安全衛生通信

- 毎月5・20日発行
(8月、1月は合併号)
B5判・8~24頁
- 年間予約購読料3,120円
(税込・送料サービス)
- 1部定価130円
(本体124円・送料別)
- ※合併号は260円



身近なテーマをイラストで解説

安全衛生 かべしんぶん

- 毎月2回発行
A2判変型
- 年間予約購読料3,840円
(税込・送料サービス)
- 1部定価160円
(本体153円・送料別)

- 年間予約購読料は1年単位の前払い制となります。途中解約による返金はできません。
- お申込みいただき次第、商品とは別に請求書と専用の郵便振替用紙をお送りいたします。
- 年間予約購読のお申込み(下記の申込書による)・お問合せは、

中災防 出版事業部 業務管理課 FAX: 03-3452-2480 TEL: 03-3452-6702
またはお近くの岩手労働基準協会(各支部)まで。

メンタルヘルス対策支援センターのご案内

(岩手産業保健推進センター/メンタルヘルス対策支援センター)

精神障害等に係る労災認定件数は増加の一途をたどり、平成23年度は労働災害による死亡者数(1,024人)を上回り、全国で1,272件の請求がなされるなど、職場におけるメンタルヘルス対策はとても重要な課題となっております。

「心の健康確保」は労働安全衛生法にその法的根拠を置き、平成22年6月には「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%にする」という閣議決定がなされています。

メンタルヘルス不調者はもとより、同僚労働者への影響、そして社内の担当者もまたメンタル不調に陥るなど、企業も非常に大きなリスクをとめない、生産性にも関係する大きな問題です。

メンタルヘルス対策支援センターは、働く人々の「心の健康」を確保するため、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場を支援する活動をしております。

メンタルヘルス対策支援事業は、厚生労働省の委託事業であり、ご提供する支援は全て無料となっておりますので、是非積極的にご活用ください。

①相談

メンタルヘルス対策相談員・促進員（産業医、臨床心理士、産業カウンセラー、社会保険労務士等）が、電話・対面・FAX・メール等により、メンタルヘルス対策全般に関するご相談にお答えいたします。



例えば…

- ・メンタルヘルス対策の取り組み方がわからない
- ・メンタルヘルス不調者にどのように対応すればいいかわからない
- ・職場復帰に向けてどのような対応をしたらいいかわからない
- ・社内スタッフや管理監督者の研修、セルフケアに関する教育を実施したい

②個別訪問支援

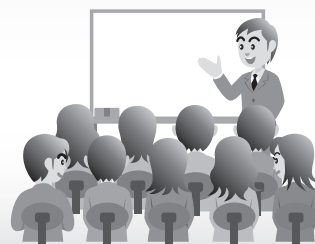
メンタルヘルス対策に取り組むたいが、何から始め、どのようにすればいいかわからないという事業場を専門家（臨床心理士、産業カウンセラー、看護師等）が訪問し、事業場の状況に応じ、より具体的なアドバイスをいたします。

例えば…

- ・「心の健康づくり計画」はどのように作ればいいのか
- ・「職場復帰支援プログラム」はどのように作ればいいのか
- ・社内の相談体制はどのようにすればいいのか、社内教育をしたいが

③事業主説明会（事業主セミナー）

業界団体・事業主団体等の各種会議・会合・大会・研修会などにおいて複数の事業場が参加される場合、メンタルヘルス対策に関する周知・情報提供等の活動を行なっております。また、その際に、メンタルヘルス対策に関する研修も併せて実施可能です。



メンタルヘルス対策支援センターがご提供する支援は全て無料ですのでお気軽にご利用ください。社内のメンタルヘルス対策について、悩まれていること、わからないこと等がございましたら、是非、メンタルヘルス対策支援センターをご利用頂き、より積極的な活動にしましょう。

※各事業場が独自に実施する研修会について、講師紹介・斡旋をご要望される場合は、産業保健推進センターで承っておりますので、産業保健推進センターにお申し込み願います。（講師への謝金等は講師と個別に協議して頂くことになり、センターでは仲介等はいたしませんのでご留意願います。）

メンタルヘルス対策支援センター (岩手産業保健推進センター内)

住 所 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14階
Tel / Fax 019-652-1466
メー ル shien@mentaliwate.jp
ホームページ <http://www.mentaliwate.jp>



育児休業後の復職について

Q 育児休業を取得中の正社員がいます。育児休業の申出は「6か月程度休みたい」と口頭で行われた承しました。先日、休業者より「そろそろ復職したい」と連絡がありましたが、会社としてはまだ復職するとは思っておらず、休業期間は代替要員も雇用しているため戻す場所がありません。そのため、休業者には自宅待機もしくは正社員からパートへの身分変更をお願いしようと思いますが、問題ないでしょうか。

A 育児・介護休業法では、育児休業を取得したこと等を理由とする不利益取扱いを禁止しています。不利益取扱いには、育児休業を申し出たこと、取得したことを理由とする解雇、契約更新をしないことのほか、自宅待機を命ずること、正社員を非正規社員とするような労働契約内容の変更を強要することなどが上げられます。

また、やむなく人員整理を行う際、育児休業を取得したことを理由に整理の対象とすることも不利益取扱いに当たります。

一方、育児休業を取得する際は、文書での申出を行うことが必要です。

さらに、労働者から申出書が提出された場合、事業所は必ず「取扱通知書」を申出者に交付して

ください。「取扱通知書」には、①申出を受けたこと ②休業期間を記載する必要があります。

ご相談の場合の自宅待機は、育児休業者の代わりの業務を行う代替要員がいるため復職する場所がないとの理由によるものですが、育児休業はそもそも復職を前提とした休業であるため、そのような理由で自宅待機を命ずるのであれば不利益取扱いに当たり、法違反となります。また正社員からパートになることを強要することも同様に法違反となります。

なお、ご相談の場合は、復職時期がお互いに曖昧だったため生じたトラブルともいえます。

改めて文書で取得期間を明確にすることから、このトラブルは話し合いで解消することが可能です。

育児休業制度をスムーズに運用するためにも、就業規則等に育児休業に関する規定を盛り込むことが大切です。その際、育児休業申出書などの様式を定めておくことにより、トラブルを未然に防ぐことができます。

また、育児休業者の代替要員を雇用しかつ育児休業者を原職等に復帰させた場合（労働者数300人以下の企業）などに受給できる「両立支援助成金」もありますので、ご活用ください。

岩手労働局雇用均等室では、平成24年7月に全面施行された改正育児・介護休業法に沿った規定整備のお手伝いをいたしますので、お気軽にご連絡ください。（電話019-604-3010）

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から右のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意くださいまようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者^{*}の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者^{*}の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません

お問い合わせ 岩手労働局職業安定部職業対策課 又は各ハローワークへ



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

10月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
釜石	東日本復興開発(株)	大槌町
花巻	(株)アサノ通運岩手事業本部	花巻市
一関	(株)山本工業	一関市

支部名	事業所名	所在地
一関	トヨナカ岩手(株)	一関市
一関	(株)アクセル	一関市

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、次に該当する者で、かつ、安全管理者選任時研修修了者から安全管理者を選任することになっています。

- ①理系大卒＋2年以上産業安全の実務
- ②大卒＋4年以上産業安全の実務
- ③理系高卒＋4年以上産業安全の実務
- ④高卒＋6年以上産業安全の実務
- ⑤7年以上産業安全の実務

社内人事で新たに安全管理者に選任予定の方もいると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を1月17日(休)・18日(金)に当協会研修センターで開催いたします。詳細につきましては、本誌11頁及びHPをご覧ください。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、産業医、管理監督者、事業主等の産業保健スタッフの業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367）またはホームページ（<http://www.sanpo03.jp/>）のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
12月4日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 811	事業主支援ワークショップ（※岩手障害者職業センターとの共催です。） 「職場復帰支援」
12月5日(水) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 702	カウンセリング研修シリーズⅢ-3 傾聴スキルの習得（最終回）
12月11日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 811	メンタルヘルス対策シリーズ8 【折れない社員の育成】 ①折れない社員の育成 ②適応障害の対応
12月14日(金) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 811	もう一度見直したい職場のセクハラ防止対策 快適職場指針（「快適職場づくり」）
12月19日(水) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 702	カウンセリング研修シリーズⅢ-4 認知行動療法（第1回目）
12月26日(水) 13:30～16:30	北上市 さくらホール会議室	健康確保対策シリーズ4 ①高血圧と脳心臓疾患、生活習慣病の予防 ②有所見率はなぜ高い、どうすれば有所見率が下がるか（意見交換）

※詳しくは、HPをご覧ください。⇒<http://www.sanpo03.jp/>

講習会のお知らせ

25年2月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代	
技	有機溶剤作業主任者技能講習	H25.2/14(木)～15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	H25.2/21(木)～22(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680	
	乾燥設備作業主任者技能講習	H25.1/23(水)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,155	
	玉掛け技能講習	H25.1/15(火)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600	
		H25.1/15(火)～16(水)・18(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
		H25.2/5(火)～7(木)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部			
		H25.2/25(月)～27(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部			
	能	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	H25.1/15(火)～18(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	28,350	1,575
			H25.1/21(月)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
			H25.1/22(火)～25(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
H25.2/18(月)～21(木)			岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
H25.2/25(月)～28(木)			花巻市交流会館他	40	花巻支部			
H26.2/26(火)～3/1(金)			気仙教育会館他	30	大船渡支部			
習	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	H25.1/15(火)・21(月)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575	
		H25.2/18(月)・22(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
等	小型移動式クレーン運転技能講習	H25.1/22(火)～24(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600	
		H25.1/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	ガス溶接技能講習	H25.1/8(火)～9(水)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部	9,450	840	
		H25.1/9(水)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	安全衛生推進者養成講習	12/19(水)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,400	1,260	
		H25.1/17(木)～18(金)	アイ・ドーム	60	一関支部			
	特 別 教 育 講 習	アーク溶接特別教育	12/19(水)～20(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	8,400 9,450	1,050
12/25(火)～26(水)			宮古高等技術専門校	40	宮古支部			
H25.2/28(木)～3/1(金)			岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部			
クレーン運転業務特別教育		H25.2/14(木)～15(金)	花巻市交流会館他	60	花巻支部	8,400	1,500	
小型車両系建設機械運転特別教育		12/10(月)～11(火)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600	
酸素欠乏危険作業特別教育		H25.1/30(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,050	
低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)		H25.1/22(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,300 7,350	630	
		H25.1/25(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部			
動力プレス of 金型の取扱特別教育		12/7(金)～8(土)	㈱東北佐竹製作所	24	花巻支部	6,300 7,350	1,050	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育講習	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12/12(水)	岩手労働基準協会研修センター	80	本部	4,200 5,250	840
	粉じん作業特別教育	H25.1/25(金)	花巻市技術振興会館	50	花巻支部	4,200 5,250	630
		H25.1/24(木)	アイ・ドーム	30	一関支部		
その他の	職長教育	H25.2/12(火)～13(水)	花巻市技術振興会館	48	花巻支部	11,550 12,600	840
		H25.2/19(火)～20(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	H25.2/5(火)～6(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	危険予知普及講習	12/13(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,000	
		H25.2/7(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/11(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,880 6,930	1,890
	フォークリフト運転従事者安全衛生教育	H25.1/16(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,985 7,035	1,600
		H25.2/8(金)	アイ・ドーム	20	一関支部		
	安全管理者選任時研修	H25.1/17(木)～18(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	1,470
	労務担当者研修会	H25.2/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会 員 無料 非会員 1,500	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
 ■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
 ■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

死 亡 災 害 速 報 (10月)

- 宮古署 商業(その他の小売業) 10月8日 男(64) 交通事故
 魚市場に魚の買い付けにきた被災者が、道路上を歩いていたところ、漁船からの水揚げに使用する水を運搬していた他社の労働者が運転するフォークリフトに激突された。
- 盛岡署 保健衛生業(社会福祉施設) 10月19日 女(39) 交通事故
 老人介護施設利用者を迎えに行くため、施設所有の自動車で市道を走行中、道路左側にはみ出し、電柱に衝突した。

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●11月号の正解

「いわて年末年始無災害運動」が始まります。今年度からスローガンを変更しました。運動を実施する期間日数の本数の「のぼり」を盛岡流通センターの県道沿いに設置し広く啓蒙します。

この運動の期間は何日間でしょうか。

- ① 31日間
- ② 60日間
- ③ 62日間

ヒント 本誌3ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成24年12月25日（火）消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

①

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

かさぶたに触れない故郷の迎え風

失意のうちに故郷に帰ってきたときに、何も訊かずに優しく迎えてくれるのは両親や友達です。かさぶたが自然に治るそんな風が心地よく吹いてきます。

（川柳原生林9月号〈杜若〉菅沼道雄作品より）

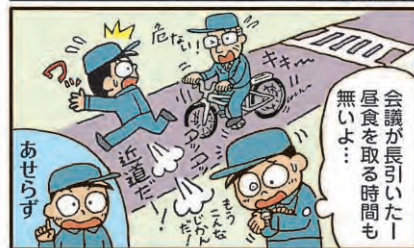
編集後記

判例法理を整理している労働契約法が改正された。「雇止めの法理の法定化」の部分は、8月10日から施行されている。また、「不合理な労働条件の禁止」「無期労働契約への転換」の部分は、来年4月1日が施行日のようだ。

有期労働契約の労働者がいる事業場も多くあると思われ、有期労働契約に関する労使間のトラブルを未然に防止するためにも良く理解しておく必要があると思われる。

岩手労働局では県下各地で説明会を開催し（本誌11月号7頁参照）周知を図っていくとのこと。参加してみたいかがか。

（Y,N）



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

岩手の死亡災害（10月末）

製 造 業	4	（1）
鉱 業	0	（0）
建 設 業	3	（5）
運 輸 業	0	（1）
林 業	1	（1）
商 業	3	（1）
そ の 他	2	（1）
累 計	13	（10）
（ ）内は前年同期		

（注）震災に伴うものは含んでいません。

発 行 平成24年12月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
〒020-0857／☎019-681-9911／FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫